

○ 中小事業者に対する軽減措置（例）

参考資料 4-5

税制においては、中小企業への経済的影響を緩和するために以下のように軽減措置を設けているケースがある。温暖化対策税制においても、中小企業に対する配慮について検討する必要があるのでないか。

1) 消費税

①免税点制度

基準期間（前々事業年度）における課税売上高が1千万円以下の事業者は、その年又はその事業年度の課税資産の譲渡等について納税の義務が免除される。

②簡易課税制度

その課税期間の前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税制度の適用を受けることができる。

2) 事業所税

事業所税（市町村目的税）とは、指定都市等において課税されている税金で、資産割部分と従業者割部分に分かれている。資産割部分は、1平方メートル当たり600円、従業者割部分は、従業者の給与総額の100分の0.25が課税されている。

しかし、以下のような場合は、課税対象外となっている。

- 資産割部分：床面積が1000平方メートルに満たない場合
- 従業者割部分：従業者の数が100人に満たない場合

3) 法人事業税（都道府県税）

法人事業税は、法人の所得、資本金及び付加価値（報酬給与額、純支払利子および純支払賃借料）に課税する都道府県税である。

資本金及び付加価値に対する課税は、資本の金額又は出資金額が1億円未満の法人に対しては免除されている。